

債権者 各位

第3回債権者集会の質疑応答の概要

令和4年11月16日
破産者株式会社クレジエンテ外
各破産管財人 弁護士 岡田 隆

破産者株式会社クレジエンテ及びその関連会社の第3回債権者集会は、令和4年11月15日午後2時00分から東京地方裁判所において開催されました。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、ご出席を見合わせた債権者もおられると思われることから、第3回債権者集会において債権者から頂いたご質問と、それに対する破産管財人の回答の概要について、以下のとおり報告を申し上げます。

1、(質問) クレジエンテの登録コース (ディーラー・マキシモ・コース等) によっては、商品をクレジエンテに預けると、クレジエンテは定期的に商品を入れ替えて保管すると約款に記載されていますが、商品は保管されていたのでしょうか。

(回答) クレジエンテでは、会員に対し、商品を預かり保管すると説明していたことは確認しています。代表取締役らによれば、化粧品類 (商品) には使用期限があるため、商品をそのまま預かるのではなく、会員から商品の返還依頼がある度に、製薬会社に発注して新しい商品を発送するという仕組みであったとのことでした。そして、破産時点では、クレジエンテが商品を大量に保管していた事実はありませんでした。

2、(質問) お金が返って来ないのであれば、商品である化粧品類を返還して欲しいのですが、いかがでしょうか。

(回答) クレジエンテは、質問1のとおり、破産時点では、商品を大量には保管していませんでした。破産時に倉庫にあった商品は、当職において、第三者に対し、裁判所の許可を得て売却処分し、売却代金を破産財団に組み込んでいます。しかし、その商品も大量ではなく、高い金額では売却はできませんでした。いずれにせよ、現在では、クレジエンテは化粧品類を有しておりません。

また破産手続上も、会員に対し化粧品類をそのまま返還することは

できません。

3、(質問) クレジエンテが保管していた商品を、破産直前に、一部の会員に対し譲ったとの情報がありますが、どうなっているのでしょうか。

(回答) クレジエンテが、破産直前に、一部会員に対してだけ商品を譲渡したという事実は、これまでに把握していません。この点、クレジエンテは、破産前にも在庫商品を大量に有していたようではありませんので、そのような可能性は低いのではないかと考えています。

また、質問2のとおり、破産時点で倉庫にあった商品は、当職において、破産後に売却処分し、その代金を破産財団に組み込んでいます。

4、(質問) クレジエンテは、多額の資金を集めていましたが、金融商品取引業の登録等を得ていたのでしょうか。

(回答) 当職は、クレジエンテが、金融商品取引法上の何らかの登録等を得ていたのかどうかは把握していません。

(債権者集会後に確認したこと) なお、第3回債権者集会後に確認したところでは、以下の報告を受けています。クレジエンテは、社債を発行していましたが、各回の発行対象の投資家が50名未満である「少数私募債」の発行は、金融商品取引法に定める有価証券の募集に当たらないため、金融商品取引法上の登録等は必要はないとのことであり、そのため、クレジエンテは金融商品取引法上の登録等は得ていないとのことです。

(以上)